

令和5年度軽トラック無料貸出制度実施要領

1 概 要

地域のグループで道路の排雪作業を行う場合、雪運搬用の軽トラックを無料で貸し出す制度。

2 実施要領

(1) 対象作業

市管理道路の排雪

(2) 貸出車種

軽トラック（排気量 660cc 程度・ダンプアップ式）

【貸出可能台数 1 台】

(3) 貸出対象

2人以上のグループ（家族、親類、ご近所の方々でも構いません。）

(4) 期 間

令和6年1月4日（木）から令和6年3月25日（月）まで

※1回の貸出しにつき3日以内まで

(5) 申込方法及び貸出しの決定

貸出しを希望する方は、使用日の3日前までに以下の書類を提出し、市はこれを確認の上貸出を決定する。また申込みが重なる場合は先着順とする。

- ① 排雪用軽トラック借受申込書
- ② 排雪箇所の位置図
- ③ 社会奉仕活動申出書

(6) 借受け

貸出しの決定を受けた者は申込借受日時に市が指定する店舗へ出向き、借受け手続きを行う。

(7) 注意点

- ① 貸出しは無料（保険料含む）となりますが、修理が必要となる損傷があった場合、その修理に要する期間の営業補償金的費用を店舗の方から借受者に請求されることがありますので注意して使用してください。なお、加入している保険は、対人・対物保険（無制限）、人身傷害（3,000円まで）、車両保険（時価）です。
- ② 燃料を使用した分の給油は不要です。
- ③ 「社会奉仕活動申出書」を提出して頂くことにより、万一、作業中作業者が傷害を被った時に、市が加入している保険により手当される場合があります。